

群馬県橋梁情報管理システム改修業務委託 特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、群馬県が実施する「群馬県橋梁情報管理システム改修業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用する。

第2条 業務の目的

群馬県では、国の定期点検要領の改定内容を踏まえ、群馬県定期点検要領を令和7年10月に改定する予定である。

令和6年度に、現在稼働中である「群馬県橋梁情報管理システム」(以下、「橋梁DB」という。)に対して、群馬県定期点検要領改訂による管理様式等の変更を踏まえた基本設計を行った。本業務は、基本設計に基づき、システムの改修を行うことを目的とする。

第3条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和8年3月31日とする。

第4条 業務内容

(1) 業務計画書作成

契約図書に基づき、業務概要、実施方針・工程、個人情報の取扱い、行政情報流出防止対策等を計画・検討し業務計画書として取りまとめ監督員へ提出する。

(2) 橋梁DBシステム構築

1) システム機能構築

過年度整理された基本設計書(別紙参照)に基づき、システムのデータベース設計、登録処理設計、出力設計等の機能を構築する。

- ①床版調査業務の発注機能
- ②床版調査業務における様式9の添付登録機能
- ③床版調査業務における承認時のデータ参照機能
- ④床版調査業務の簡易メニュー機能
- ⑤床版調査履歴の検索・参照・出力機能
- ⑥定期点検業務における様式9の登録機能、様式8の登録機能の改良
- ⑦定期点検業務における承認時の様式9参照機能
- ⑧橋梁管理カルテの変更に伴う出力・登録・検索・参照機能の改良

2) テスト実施

テスト環境にて動作確認を行い、本番環境に適用する。本番環境にて不具合が生じている場合についても適切に対処する。

3) マニュアル更新

機能構築を行った事項に対する既往マニュアルの更新を行う。

(3) 設計協議

本業務に関する打合せは、業務着手時、中間打合せ時、成果品納入時の3回を標準として実施する。なお、業務着手時と成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

第5条 成果品

報告書 1部

マニュアル 1部

電子媒体(DVD等) 2枚

第6条 貸与

橋梁 DB 開発時の業務報告書一式

点検要領改定を踏まえた機能改良の基本設計書

橋梁 DB ログイン ID

第7条 電子納品システム

本業務は電子納品システム利用の対象業務である。